

防人1第1558号
45. 7. 20
改正 防人計第354号
19. 1. 9

陸 上 幕 僚 長 殿

事 務 次 官

内閣総理大臣及び防衛大臣のヘリコプター用標識について（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

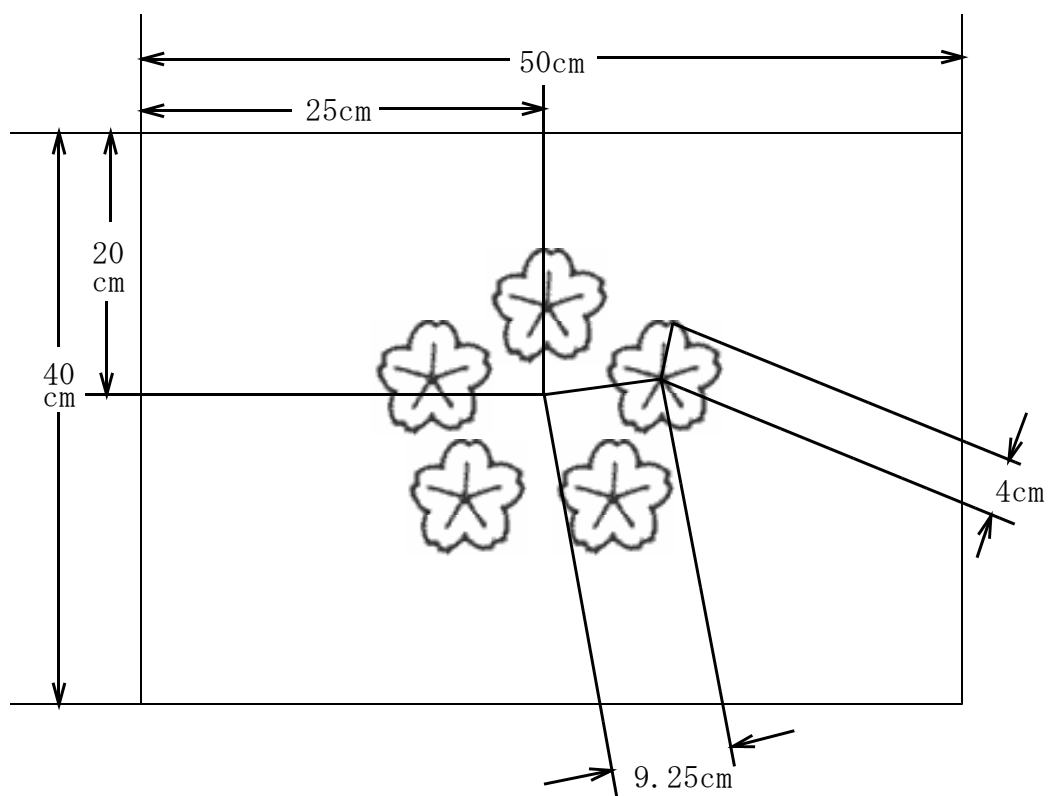
記

内閣総理大臣又は防衛大臣が現に搭乗している陸上自衛隊のヘリコプターには、その所在を示すため必要があると認める場合には、機体の適当な場所に、それぞれ内閣総理大臣旗又は防衛大臣旗の制式に準じた別図のヘリコプター用標識を掲げることができるものとする。

添付書類：別図

写送付先：海上幕僚長

航空幕僚長



台紙の色はえび茶色とし、桜花の色は、内閣総理大臣用は金色、
防衛大臣用は銀色とし、材質は金属製とする。